

1 概要

「移住婚コネクト事業」は、会津若松市定住・二地域居住推進協議会(以下「協議会」という。)が取り組む、結婚を希望する独身男女が、自分のプロフィール、希望する相手の条件を登録し、本人同士でお見合いをする紹介型のマッチングサービスです。

すべての登録会員のプロフィールを自由に閲覧できるものではありません。

2 会員登録ができる方

会員登録ができる方は、下記(1)～(3)の条件を全て満たした方です。

(1)結婚を誠実に希望し、自ら婚活の努力をする意思のある20歳以上の独身男女(独身証明書または戸籍抄本を提出していただきます。)

(2)オンラインミーティングができるインターネット環境やメールが利用できるスマートフォン等をお持ちの方

(3)会津若松市内にお住まいの方もしくは福島県外にお住まいの方で一般社団法人日本婚活支援協会が実施する「移住婚」に登録した方

※本人以外が登録することはできません。

3 登録方法

登録に必要なもの

(1)プロフィール登録

※お一人様1ユーザーの登録とし、重複登録はできません。

(2)必要書類等

ア)独身証明書または戸籍抄本(発行日から3ヶ月以内のもの)

イ)写真付きの身分証(運転免許証、パスポート、個人番号カードなど)の写し

4 書類の返却

提出いただいた写真・証明書等の返却はしません。退会の場合は、協議会が責任をもって廃棄します。

5 登録期間

年度毎の更新が必要になります。

登録期間が満了した場合は自動的に退会となります。継続(更新)を希望する場合は、改めて手続きを行ってください。下記17「会員登録の抹消等」に該当する事実が発覚した場合は登録を抹消します。

また、下記11「活動の休止」となった場合でも登録期間は延長されません。

6 登録内容

(1)登録必須項目及び開示項目

※開示項目は、相手に送信する紹介状に記載される項目です。

【登録内容】	必須項目	開示項目
氏名(ふりがな)	○	
ニックネーム	○	○
性別	○	○
生年月日・年齢	○	○(年齢のみ)
電話番号	○	
メールアドレス	○	
出身地	○	
現住所	○	○(市町村まで)
お住まいの形態	○	
自分の親との同居	○	
兄弟姉妹	○	
結婚歴	○	○
子供の有無	○	○
身長	○	
体重	○	
休日の過ごし方	○	○
喫煙の習慣	○	
飲酒の習慣	○	
勤務先名	○	
雇用形態	○	
業種	○	
仕事内容	○	○
年収	○	
自己PR文	○	○
希望条件	○	
相手を選ぶ際にあなたが特に重要視したい項目(3つ)	○	
交際相手に望む性別	○	
結婚についての考え	○	○
写真(バスタップ 1 枚)	○	

7 活動開始(マッチング等の開始)

活動は、登録及び本人確認が完了することで開始されます。

8 マッチング(紹介)

マッチングは、自分の希望条件を考慮し、登録したメールアドレスに相手方のプロフィール(紹介状)を送付して行います。

9 お見合い

メール送信後、双方が合意をするとお見合いが成立します。お見合いについては、協議会職員も加わり、オンラインで行います。

※お見合いを「見送り」した場合、再度お会いすることはできません。

10 連絡先の交換

オンラインお見合い後、双方が合意した場合、連絡先を交換できます。連絡先の交換に至った場合、新たな紹介はストップします。

11 活動の休止

何らかの理由で活動を休止される場合は、協議会へその旨ご連絡ください。活動休止の期間があっても、登録期間が延長されることはありません。

12 退会

以下の場合には退会となります。

- (1) 会員から退会の意思を確認した場合。
- (2) 毎年度3月 31 日に自動的に退会となります。

13 継続(更新)

新年度4月1日以降、継続(更新)することができます。

手続きは、入会申込と同様ですが、本人確認の書類の提出は免除されます。

14 再入会

退会后、再び入会することができます。

手続きは、入会申込と同様ですが、本人確認の書類の提出は免除されます。

※初回登録時にマッチング(紹介)した相手とは、再入会后にマッチングすることはありません。

15 個人情報保護についての留意事項

登録会員の秘密及び個人情報は、協議会の責任の下に厳重に管理することとし、本人の承諾を得ず、他の目的に利用いたしません。

16 禁止事項

次の各号に掲げる行為その他法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為又は他の迷惑のかかる行為は禁止します。

- (1) 偽りその他の不正な手段で登録をし、又は登録しようとする事
- (2) 結婚している、または結婚を前提に交際中の方がいるにもかかわらず登録をする、または登録しようとする事
- (3) 暴力団員等(福島県暴力団員排除条例(平成 23 年福島県条例第 51 号)第 2 条に定める暴力団員及び暴力団員等をいう。)である者が登録すること
- (4) 当該システムを悪用すること、または悪用しようとする事

- (5)ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他の自分自身の結婚相手を探す目的以外の目的で登録すること
- (6)プロフィール等に虚偽の記載をすることや、会員登録の内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを行わないまま活動すること
- (7)当該事業で知り合った相手に対し、待ち伏せ、見張り、面会、交際その他の義務のないことを行うことの強要、若しくは著しく不快、粗野または乱暴な言動を取る、その他のつきまとい等(ストーカー行為等の規制等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「つきまとい等」をいう。)の行為を行うこと
- (8)当該事業で知り得た秘密及び個人情報をも本人の了解なく開示し、漏洩または利用すること
- (9)オンラインお見合い決定後、正当な理由なく、キャンセルや無断欠席すること
- (10)本人以外の名義で登録すること

17 会員登録の抹消等

次の事項に該当する場合には、入会をお断りし、または会員登録を抹消します。
悪質な場合は、法律に基づき厳正に対処いたします。

- (1)偽り等不正な手段で入会した場合、または入会しようとした場合
- (2)当該事業のシステムを悪用した場合、もしくは悪用しようとした場合
- (3)協議会の指示、指導に従わなかった場合
- (4)当該事業で知りあった相手から、著しく不快な言動があった旨報告があった場合
- (5)暴力団員等(福島県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等をいう)である場合

18 問い合わせ先

会津若松市定住・二地域居住推進協議会

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番 46 号

TEL:0242-39-1202

E-mail: aizu ijyu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

平日:9:00~17:00 ※祝日、年末年始を除く

19 その他注意事項

- (1)当該事業は、希望の条件の方とお引き合わせを確約するものではありません。希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。
- (2)当該事業でマッチングした相手とお見合い後、交際するか、またはどのように交際するかについては、自分の責任で判断してください。
- (3)協議会から送られるメールにてお知らせを確認してください。
- (4)万が一、相手の方等とトラブル等が発生した場合も、原則として当事者間で解決してください。交際成立後の自分と相手との交際に関して、協議会は、一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。
- (5)この「利用規約」に違反する事例があった場合には、協議会まで連絡してください。

【誓約】

以下の誓約をお読みいただき、ご同意いただける場合は、利用規約及び誓約に同意しますにチェックを入れてください。

私は、会津若松市定住・二地域居住推進協議会が行う会津若松市移住婚コネクト事業に登録及び利用するにあたり、以下の事項を確認し厳守することを誓約します。これに反した場合、または虚偽の申請等が判明した場合には、退会するとともに、今後の協議会の行う全ての事業を利用しません。

- ・現在、結婚はしていません。
- ・ナンパ及び結婚詐欺目的での登録ではありません。
- ・宗教活動、営業及び勧誘目的での登録ではありません。
- ・登録情報には虚偽の記載はしません。また、登録情報のうち、非公開項目以外の情報については、システムで開示することを承諾します。
- ・著しく不快な行為は行いません。
- ・ストーカー行為は行いません。
- ・会員として知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく開示漏えい、利用等はしません。
- ・暴力団員等(福島県暴力団排除条例 2 条に規定する暴力団員をいう。)ではありません。
- ・登録内容等に変更が生じた場合は、速やかにその変更の手続きを行います。また、利用の都度全項目を確認します。
- ・仮に希望にそった相手が見つからなかったとしても、異議や苦情などを申し立てません。

なお、移住婚コネクト事業は、利用規約及び誓約内容すべてにご同意いただいた方のみご利用いただけます。予めご了承ください。

皆さんが安心して出会いを得る機会となりますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。